

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【公表番号】特表2006-517988(P2006-517988A)

【公表日】平成18年8月3日(2006.8.3)

【年通号数】公開・登録公報2006-030

【出願番号】特願2006-500574(P2006-500574)

【国際特許分類】

C 0 9 C 1/28 (2006.01)

C 0 9 C 3/06 (2006.01)

C 0 9 D 7/12 (2006.01)

C 0 9 D 11/00 (2006.01)

【F I】

C 0 9 C 1/28

C 0 9 C 3/06

C 0 9 D 7/12

C 0 9 D 11/00

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月9日(2007.1.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) SiO_z (式中、 $0.03 \leq z \leq 2.0$) および金属を含む層を仮焼することにより得られる層を含む、粒子が、長さ $2\text{ }\mu\text{m} \sim 5\text{ mm}$ 、幅 $2\text{ }\mu\text{m} \sim 2\text{ mm}$ 、厚さ $20\text{ nm} \sim 1.5\text{ }\mu\text{m}$ 、長さ対厚さの比 $2 : 1$ 以上であるプレートレット形状顔料。

【請求項2】

(b1) SiO_z 層、

(a) SiO_z および金属を含む層を仮焼することにより得られる層、および

(b2) SiO_z 層

(式中、 $0.03 \leq z \leq 2.0$) を含む、請求項1記載のプレートレット形状顔料。

【請求項3】

(c1) 高屈折率金属酸化物、特に TiO_2 の層、

(b1) 場合により、 SiO_z 層、

(a) SiO_z および金属を含む層を仮焼することにより得られる層、

(b2) 場合により、 SiO_z 層 (式中、 $0.03 \leq z \leq 2.0$)、および

(c2) 高屈折率金属酸化物、特に TiO_2 の層；または

(c1) 炭素層、

(b1) SiO_z 層、

(a) SiO_z および金属を含む層を仮焼することにより得られる層、

(b2) SiO_z 層、(式中、 $0.03 \leq z \leq 2.0$)、および

(c2) 炭素層；または

(c1) 炭化ケイ素 (SiC) を含む層、

(b1) SiO_z 層、

(a) SiO_z および金属を含む層を仮焼することにより得られる層、

(b 2) SiO_z 層、(式中、 $0.03 \leq z \leq 2.0$)、および
(c 2) 炭化ケイ素 (SiC) を含む層
を含む、請求項 2 記載のプレートレット形状顔料。

【請求項 4】

金属が、Al、Cu、Mo、V、Ag、Cr、Zr、Nb、Ni、Fe、Co、Tiまたはこれらの合金、たとえばクロム-ニッケル、鉄-ニッケル、鉄-クロムおよびニッケル-コバルトである、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項記載のプレートレット形状顔料。

【請求項 5】

- a) キャリヤ上に分離剤を蒸着し、
- b) 次に、分離剤層上に金属と SiO_z (式中、 $0.03 \leq z \leq 2.0$) を同時に蒸着し、
- c) 溶剤中で分離剤を溶解し、
- d) 溶剤から生成物を分離し、次いで
- e) 生成物を仮焼すること

を含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項記載の顔料の製造方法。

【請求項 6】

請求項 5 記載の方法により得られる、プレートレット形状顔料。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 4 および 6 のいずれか 1 項記載の顔料の、ペイント、生地、インクジェット印刷、化粧品、塗装組成物、プラスチック、印刷インクならびにセラミックおよびガラスの艶出しでの使用。